

「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」 見直しに向けて

平成31年2月12日
総務省 情報通信政策課

- 平成29年11月～平成30年4月にかけて計6回開催した「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」では、本年6月に「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」(以下「指針ver1.0」)を公表
- 本年9月には、一般社団法人日本IT団体連盟が、指針ver1.0に基づく認定を行うことを決定した。また、総務省において30年度予算事業として情報信託機能の実証事業を行っているほか、各企業においても、情報銀行の事業化に向けた動きが出てきているところ。
- 指針ver1.0では、「今後、総務省による実証、これからのサービスの展開や関連制度の運用状況等を踏まえ、継続して議論・見直しを行っていくことが求められる」とされていることから、以上のような状況を踏まえ、検討会を再開し、指針の見直しに向けた検討を行う。

検討会の進め方

1. 次項以降の「見直しの方向性」に沿って、関係者からのプレゼンをいただく
2. プレゼン及び構成員による議論の中から、認定指針の見直しに係る論点を抽出
3. 認定指針の見直し案及び情報銀行認定の今後の在り方について、検討会として取りまとめ（検討会の主目的は認定指針の見直しであるが、検討会の中で情報銀行の今後の展開に関して議論があった場合には、必要に応じ、認定指針の見直し案とは別にとりまとめ。）

「情報銀行」に関連する取組状況の把握

- IT連における認定事業の開始
- 企業等における「情報銀行」事業化に向けた取組み
- パーソナルデータの流通・活用に関連した政策動向
- 欧州におけるGDPRの施行など海外の状況

実証事業の実施等を通じた指針の検証・見直し

- 実証事業の実施、IT連における認定の開始、企業等における事業化等の取組を通じた、認定指針の検証・見直し
(例)データ提供先の条件、プラットフォーム機能の認定、認定の単位 等
- 情報銀行間の連携や、データ取引市場と情報銀行の連携などを見据えた新たなルールの検討
- 金融データWGの検討結果を踏まえた指針の見直し
(例)信用スコアを取り扱う場合のルールの検討

その他

- 「情報銀行」の定義の整理
- 認定指針の見直しに係るスケジュールや手続きについて
- 「情報銀行」の普及啓発について

検討会の開催スケジュール(想定)

<p>【第7回】 1/29(火) 17～19時</p>	<ul style="list-style-type: none">・認定指針の見直しの方向性(総務省)・政府における取組み(内閣官房IT総合戦略室、経済産業省)・認定団体における取組み(日本IT団体連盟)・民間分野における取組み①(DataSign 太田委員)・構成員プレゼンテーション①(静岡大学 高口委員)
<p>【第8回】 2/12(火) 10～12時 【本日】</p>	<ul style="list-style-type: none">・民間分野における取組み②(マイデータ・インテリジェンス 森田委員、三菱UFJ信託銀行)・総務省実証事業の紹介①(さいたま市、日立製作所)・有識者プレゼンテーション①(オープンナレッジファンデーション 庄司代表理事)
<p>【第9回】 2/25(月) 10～12時</p>	<ul style="list-style-type: none">・総務省実証事業の紹介②(JTB、中部電力、三井住友銀行)・認定データ取引市場運営事業者との連携について(DTA 真野委員)・有識者プレゼンテーション②(PARMMIT協議会)・海外動向・論点整理①(事務局)
<p>【第10回】 3/15(金) 10～12時</p>	<ul style="list-style-type: none">・健康・医療データWG及び金融データWGの報告・民間分野における取組み③(情報信託機能普及協議会)・論点整理②(事務局)
<p>【第11回】 3月末 (日程調整中)</p>	<ul style="list-style-type: none">・指針見直し(素案)(事務局)

第7回検討会でのご意見等

1. 認定指針見直しの方向性について

項目	検討会でのご意見等	備考(事務局)
見直し方針について	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティなどの認定要件を緩めるということではなく、別の基準を追加するという考え方で見直しを検討すべき 	
検討の範囲について	<ul style="list-style-type: none"> 信用スコアやデータポータビリティなどは情報銀行だけの話ではないので、本検討会での検討の範囲を明確にしてほしい 	本検討会ではあくまで「情報銀行」に関連して検討
データ流通・活用WG	<ul style="list-style-type: none"> (「データ流通・活用WG」での議論の紹介) 	本検討会でのとりまとめは必要に応じデータ流通・活用WGに報告

2. 検証すべき事項について

項目	検討会でのご意見等	備考(事務局)
個人によるコントローラビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 個人によるコントローラビリティが十分であるか検証すべき 	総務省実証事業を通じても検証中
個人による情報銀行の選択	<ul style="list-style-type: none"> 認定には、情報銀行に関する個人の意思決定を支える仕組みとして意義がある 個人による情報銀行の比較が可能となるような、情報銀行に関する情報公開についても検討すべき 個人の便益を評価できるような情報公開の仕組みが必要 情報銀行を比較できるような点数化も考えられるのではないか 	
データの種類ごとの検討	<ul style="list-style-type: none"> 特定の種類のデータ向けの仕組みがあってもいいのではないか 	
IT連の認定ガイドブックについて	<ul style="list-style-type: none"> IT連(認定団体)の認定ガイドブックで認定指針と差異があるのであれば、本ガイドブックについても検証すべき 	認定ガイドブックと認定指針との差異を整理(P)

3. プレイヤー間の連携について

項目	検討会でのご意見等	備考(事務局)
情報銀行間の連携	<ul style="list-style-type: none"> 情報銀行間のデータポータビリティについても議論すべき 	
データ取引市場との連携	<ul style="list-style-type: none"> 情報銀行がデータ取引市場を介して情報を提供する場合の整理が必要 	第9回でプレゼンをいただく予定

4. 認定基準の見直しについて

項目	検討会でのご意見等	備考(事務局)
データ提供先との関係	<ul style="list-style-type: none"> 提供先で照合できない情報(トークン化した情報)を提供する場合は、提供先に関し別の基準を設けられないか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> データの種類等に応じた扱いということもあるのではないか 参考として、JISでは「リスクに応じた対策を施す」とされている データ提供先について、一律に情報銀行と同じ要件を求めるのではなく、同意取得の方法やデータの種類によって対応すべきではないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> 提供先からの再提供が禁止となっているが、目的を限定して再提供を可能とするということもあるのではないか 	
データ提供元との関係	<ul style="list-style-type: none"> データ提供元との契約は、あらかじめ個人が取得している情報については不要ではないか 	※「認定基準」では「必要に応じ」と記載

5. モデル約款の記載事項について

項目	検討会でのご意見等	備考(事務局)
モデル約款の記載事項について	<ul style="list-style-type: none"> (経産省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の紹介) 	同ガイドラインと比較した検証が必要か

6. 「情報銀行」に関するその他の意見

項目	検討会でのご意見等	備考(事務局)
データポータビリティ	<ul style="list-style-type: none">• すぐに解決できる話ではないが、データ提供元に関するデータポータビリティについても議論すべき	